

ガイドラインの作成方針(案)について

ガイドラインの趣旨等

①ガイドラインの位置づけ

道路管理者が、道路施設等を新たに整備する際や管理する際、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)や同法に基づく道路移動等円滑化基準※に加えて、高齢者、障害者等をはじめとした全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる道路空間のあり方を具体的に示した目安(ハード・ソフトの双方を対象)。

※道路移動等円滑化基準

道路管理者が特定道路の新設又は改築を行う際に義務基準として遵守しなければならない内容を示したものであり、特定道路以外の道路においても、適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないもの。

②ガイドラインの目的

道路管理者が、特定道路や歩行者利便増進道路をはじめとした管理する道路の新設、改築等の機会を捉えて、高齢者や障害者を含む全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる道路空間を実現するために検討することを促すもの。

ガイドライン作成方針(案)

ガイドライン作成にあたり整理すべき事項

- これまでの懇談会の議論やパブリックコメントの結果
- 全国の好事例や課題の整理
- 既存のガイドラインや他施設の基準・ガイドラインにおける規定事項
- 新技術の活用や実現可能性



ガイドライン作成方針(案)

- 各項目について
 - ①移動等円滑化基準に基づく内容、②標準的な内容、③望ましい内容を規定
 - ※望ましい内容については、具体的な事例を紹介。数値基準だけでなく具体的な考え方も明示。
- 全国の好事例や課題の評価を掲載するとともに、各段階での障害者等の意見聴取・参画の方法等についても明示
- ユニバーサルデザインの実現に資する新技術の活用を推進
- ガイドラインは、基準・運用の見直しや技術の進歩を踏まえ順次改訂(中長期的な議論)

既存のガイドライン

①道路の移動等円滑化整備ガイドライン

編集：財団法人 国土技術研究センター

最終改訂：平成23年8月

内容：道路移動等円滑化基準の解説や基準に規定されていないものの
統一的に適用すべき数値や手法のほか、事例を用いた整備手法
を紹介（ハード基準のみを規定）

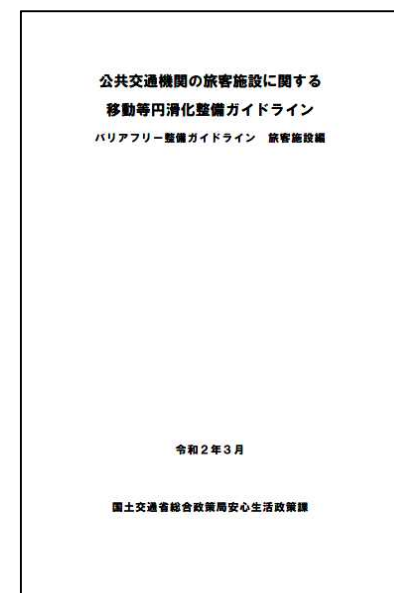


②公共交通機関の旅客施設に関する 移動等円滑化整備ガイドライン

編集：国土交通省総合政策局安心生活政策課

最終改訂：令和2年3月

内容：旅客施設、ウェブサイト等を新たに整備・導入等する際に義
務付けられる「移動等円滑化基準に基づく整備内容」、これに
準じて積極的に整備することが求められる「標準的な整備内
容」、さらに高い水準を求める「望ましい整備内容」について
記載（ハード基準のみを規定）



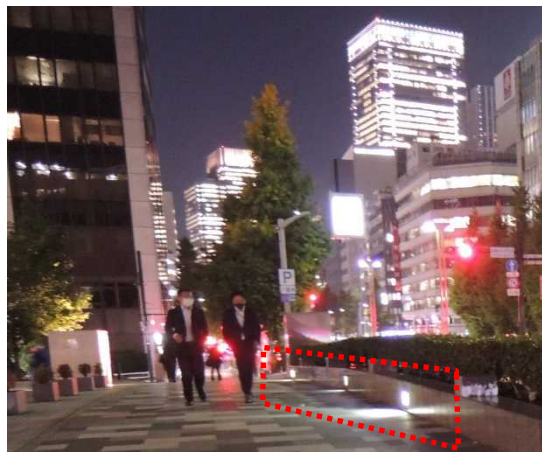
- ・音声等を活用することで視覚障害者等にも分かりやすい案内サイン
- ・高齢者や障害者(羞明の方と夜盲の方双方)に配慮した照明技術
- ・視覚障害者が視覚障害者誘導用ブロックを適切に利用できる状況か簡易に把握できる点検技術



音声案内に対応したわかりやすい案内サイン



出典: 江東区HP



歩道の縁端がわかるフットライト



適切な利用が困難な視覚障害者誘導用ブロック(イメージ)

ガイドラインの構成案

- ハード基準に加え、今回新たに定めたソフト基準を含め、道路管理者が道路空間のユニバーサルデザインを検討する上で、参考となる事項を参照しやすい構成となるよう留意。
- 基本的な考え方を示した上で、「移動等円滑化基準等に基づく内容」と、これに準じて積極的に取り組むことが求められる「標準的な内容」、さらに高い水準を求める「望ましい内容」に分けて整理
- 参考事例を交えつつ、予備知識が無くても具体的なイメージをもってわかりやすく読める工夫

第一部

1章: 道路の移動等円滑化の基本的考え方

- ・バリアフリー法・道路移動等円滑化基準の内容
- ・ガイドラインの位置づけ・目的
- ・対象施設・対象者

2章: 連携協力や当事者参加の考え方

- ・道路管理者間・周辺施設管理者・公共交通事業者との連携
- ・計画・整備など各段階での障害者や専門家等の関与

道路移動等円滑化基準に定められるハード・ソフト基準に加え、これまでの懇談会での議論、関連するガイドライン等を参考に記述

第二部

1章: 歩道等の整備・管理

2章: 立体横断施設等の整備・管理

3章: 乗合自動車停留所の整備・管理

4章: 路面電車停留所等の整備・管理

5章: 自動車駐車場の整備・管理

6章: 旅客特定車両停留施設の整備・管理

7章: その他の施設等の整備・管理

以下の3段階で整理

「道路移動等円滑化基準に基づく整備内容」(◎)

道路移動等円滑化基準(ハード基準・ソフト基準)に基づく、最低限の円滑な移動を実現するための内容の記述を行ったもの

「標準的な整備内容」(○)

社会的な変化や利用者の要請に合わせた整備内容のうち標準的な整備内容で、積極的に整備を行うことが求められるもの

「望ましい整備内容」(◇)

上記の整備を行ったうえで、移動等円滑化基準に基づく内容、標準的な内容より、さらに円滑な移動等を実現するための移動等円滑化や、利用者の利便性・快適性への配慮を行った内容のもの

検討体制(案)

- 懇談会の下にガイドライン作成にあたっての論点や専門事項を検討・整理するワーキング・グループ(WG)を設置(WGでの議論結果は懇談会に報告し、ガイドラインの内容は懇談会で最終決定)
- ガイドライン作成後も、中長期的な課題やガイドラインの改善点についてWGで継続的に議論

道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会
(ガイドラインの論点整理・構成案を決定)

懇談会WG
(各項目の詳細検討・ガイドライン案の作成)
※適宜、懇談会委員に検討状況を報告

道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会
(ガイドラインの最終決定)

懇談会WG
(中長期的な課題等を議論)

※ガイドラインを改訂する際は、再度懇談会に諮る

懇談会WGの体制と検討事項(案)

<体制(案)>

WG長	久保田 尚	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授
委員	秋山 哲男	中央大学 研究開発機構 教授
	中野 泰志	慶應義塾大学 経済学部 教授
	川内 美彦	東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員
	隆島 研吾	神奈川県立保健福祉大学 リハビリテーション学科 教授
	稲垣 具志	中央大学 研究開発機構 准教授
事務局	国土交通省道路局	

<検討事項>

- ①各項目の詳細検討
- ②ガイドラインの素案作成
- ③中長期的な課題の議論

※適宜、懇談会委員に進捗状況を報告

今後のスケジュール(案)

3/5
(本日)

令和2年度第3回懇談会
(今後の検討の方向性とガイドラインの作成方針を議論)



3月～11月

WGにおける検討
(各項目の詳細検討・ガイドライン案作成:3回程度開催)
※進捗状況は適宜懇談会の全委員に報告
※議論の状況を踏まえ必要に応じて懇談会を開催



12月

令和3年度懇談会
(ガイドライン案を議論)



1月～2月

**パブリックコメントの実施
ガイドラインの確定**

※WGにおいてガイドラインの改善点等について継続的に議論

ガイドライン等の作成に向け基本的な考え方等を整理する事項

※朱書きは、第2回懇談会を踏まえて追加

- ・歩車道境界(2cm段差)の構造等(段差を工夫した構造を紹介する場合は当該構造の現地評価を付記)
- ・視覚障害者誘導用ブロック等での誘導の連続性・色の考え方や既設ブロックを点検する為の要領の作成、更新・維持管理、放置物を排除するなどの運用
- ・トイレ・ベンチ・待合所等における車椅子利用者や視覚障害者、ロコモティブシンドロームの方、LGBTなどへの配慮すべき内容や構造・設置間隔、周辺施設との連携等
- ・バス停等におけるUDタクシーの乗降に配慮した構造
- ・生活道路等におけるランブルストリップスの副次的活用(視覚障害者誘導用ブロックの代替としない)等
- ・可動式のベンチやテーブルの設置、樹木等による日陰の創出、階段の手すりの形状の検討
- ・高齢者、障害者(夜盲・羞明の方の双方)等に配慮した照明の検討
- ・歩道における自転車の通行の分離や駐輪場の設置ルール、自転車利用者等へのルール・マナーの啓発
- ・知的障害者、視覚障害者等にも配慮した案内サイン(音声案内、災害時の情報提供など)
- ・エスカレータ上での歩行すり抜け防止対策
- ・旅客特定車両停留施設の通路や乗降場の勾配および役務の基準作成
- ・歩行者利便増進道路などの有効幅員の確保方法、発達障害者等に配慮した路面、災害時の移動の確保
- ・特定道路等の指定要件や評価方法、計画・設計・施工など各段階での障害者等の意見聴取・参画の方法
- ・特定道路等の整備促進方法(ユニバーサルデザイン化により逆にバリアができないよう配慮)
- ・心のバリアフリーの推進方法(障害の社会モデル理解、具体的なルール・マナー、配慮事項、周知方法等)
- ・基準以外で考慮すべき事項の整理(クールダウン・カームダウンスペース、視覚障害者に配慮したロッカー、音声やICTの有効活用等)
- ・バリアフリー化の事例を紹介する際は、障害者や地元で使用している人の評価を併記
- ・ユニバーサル・デザインの課題等について継続的に議論する体制について検討
- ・事業者が道路移動等円滑化基準を適切に解釈できるよう一定の指標を明示